

精華町公共施設等総合管理計画改訂業務 仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務名称
精華町公共施設等総合管理計画改訂業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 業務の目的

公共施設等を取り巻く環境の変化から将来的な需要が変化していくことが予測されるため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的視点により計画的に行う必要がある。

精華町（以下「本町」という。）は、総務省から平成26年4月22日に示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総務省自治財政局調査課長通知）等を受け、平成28年3月時点において、「精華町公共施設等総合管理計画」の作成及びその公表を行った。

また、作成された「公共施設等総合管理計画」について、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日総務省自治財政局調査課長通知）及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日総務省自治財政局調査課長通知）に基づき令和4年3月に計画の見直しを実施した。本業務においては、公共施設等に係る基本情報を更新するとともに、公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について（令和5年10月10日）（以下「改訂指針」という。）の内容に即した改訂・更新を行うことを目的とする。

本町の公共施設等において、住民の安全な施設利用を確保し、住民の求める機能を兼ね備えるためには公共施設全体での施設・サービスのあり方を引き続き検討していく必要があることから、今後の財政運営に活用することも目的とする。

3. 総合管理計画改訂業務の対象施設

現計画を踏まえ、本町が現在所有する公共建築物及びインフラ施設を対象とする。

4. 委託業務の内容

(1) 基礎データの整理・収集

計画改訂にあたり、必要となる基礎データを協議のうえ整理し、収集すること。また、業務実施に先立って、計画の前提条件の確認を行うとともに、計画の実施手法や手順、工程等を検討し、業務実施計画書を作成する

(2) 本町の各種計画との整合

総合管理計画の位置づけとして、総合計画の下位計画、個別施設計画の上位計画であることから他計画と整合させながら改訂すること。

(3) 国（総務省）の指針との整合

総務省の通知における「総合管理計画に記載すべき事項」の必須事項に当たる内容について、本町の現状に即して改訂・更新を行うこと。

1. 公共施設等の状況及び過去に行った対策の実績

- ・施設保有量と有形固定資産減価償却率とその推移

本町が有する公共施設等の保有量（延床面積、取得価額）と有形固定資産減価償却率とその推移を施設別、施設類型別に示すこと。

対象期間は、2016年（平成28）年度から2025（令和8）年度までの10年間とする。

- ・老朽化の状況

本町が有する建物健全化データを取りまとめ、施設別、施設類型別に示すこと。

- ・利用状況

本町が有する建物の利用状況データを取りまとめ、施設別、施設類型別に示すこと。

- ・対策の実績

本町が取り組んだ過去10年間の施設マネジメントの実績を年表化すること。

2. 総人口や年代別人口及び財政の今後の見通し

本町の総人口と年代別人口、財政状況の現況を整理し、今後の見通しを立てること。

3. 公共施設等の現在要している維持管理経費の算出

過去5年間の公共施設等にかかった維持管理経費を算出すること。

4. 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの算出

公共施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みと長寿命化対策等を反映した場合の見込み及び対策の効果額を算出すること。普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに記載すること。対象期間は現計画に準ずることとする。

5. 中長期的な経費の見込みに充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等の算出

上記4の経費に対する充当可能な財源の算出をすること。

6. 現状や課題に関する基本認識の整理

1－5の内容を踏まえ、本町の現状や課題（本町の財政状況や充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を適切に分析すること。

7. 改訂年度及び計画期間

改訂年度は令和8年度とし、当初策定時の令和12年度までを計画期間とする。

8. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方の再編

上記(3)の1－7の内容を踏まえ、今後本町として取り組むべき公共施設等の管理方針等について、以下の基本的な考え方を再検討し、計画に反映すること。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 脱炭素化の推進方針
- ⑧ 統合や廃止の推進方針
- ⑨ 数値目標

9. PDCAサイクルの推進方針への助言

総合管理計画の進捗状況について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する必要があることから、実施可能かつ効果的なPDCAサイクル方法の検討を行うこと。

10. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

個別施設計画の内容や所管課へのヒアリングをもとに、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を策定すること。

(4) 計画素案の作成

上記(1)～(3)を踏まえ、現行計画に対し修正が必要な事項を反映し、計画素案を作成する。

(5) 総合管理計画の最終案とりまとめ

上記における検討及び庁内関係課等からの意見を踏まえ、本町との協議の上で総合管理計画の最終案を作成する。

5. 協議・打合せ及び記録

協議・打合せは、必要に応じて適宜実施するものとする。また、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、協議・打合せ内容については、受注者が速やかに記録簿を作成し、提出すること。

6. 履行体制

受注者は、公共施設等総合管理計画策定又は改訂業務の業務実績を有し、本業務の遂行に必要な知識を有するものを主任担当者として置き、適切な人員配置のもとで進めることとする。

7. 成果品及び納入物件について

- (1) 精華町公共施設等総合管理計画（案） 1部
- (2) 電子データ 1式
- (3) 業務完了報告書 1部
- (4) その他本業務で作成した資料等本町が必要と認める資料 1式

8. 提出書類

受注者は、本業務の実施にあたり以下の書類を本町に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 主任担当者経歴書

9. その他留意事項

- (1) 契約締結後、速やかに本業務のスケジュールを作成し、本町の承認を得ること。また、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 本業務の契約にあたり、受注者が一括して第三者に業務を委託することは認めない。
- (3) 本業務の実施にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本町が妥当と判断する範囲内で受注者に無償で貸与する。
- (4) 受注者は本業務により得られた資料の管理は責任をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、本町及び受注者が協議の上、定めるものとする。